

日豪フットボールアクション契約内容（規定約款）

第一章 総則

第1条（適用範囲）

日豪フットボールアクション（以下「当社」という。）がお客様との間で締結するプログラムに関する契約は、この約款（以下「本約款」という。）の定めるところによるものとする。

第2条（用語の定義）

1) 「プログラム」

本約款において「プログラム」とは、当社及び提携先が留学等によりオーストラリアでサッカー活動を行うお客様のための渡航補助及びサッカー、生活における補助サービスの総称である。

2) 「短期サッカー&英語留学」

本約款において「短期サッカー&英語留学」とは、当社が別途規定した観光ビザを取得した3ヶ月未満の滞在におけるサッカー及び英語を学習することを目的としたプログラムの呼称である。

3) 「長期サッカー&英語留学」

本約款において「長期サッカー&英語留学」とは、当社が別途規定したワーキングホリデービザまたは学生ビザを取得した3ヶ月以上の滞在におけるサッカー及び英語を学習することを目的としたプログラムの呼称である。

4) 「セミプロサッカーチャレンジ」

本約款において「セミプロサッカーチャレンジ」とは、当社が別途規定したワーキングホリデービザまたは学生ビザを取得した3ヶ月以上の滞在におけるサッカークラブとのセミプロフェッショナル契約を目的としたプログラムの呼称である。

5) 「プログラム料金」

本約款において「プログラム料金」とは、プログラム毎に当社が別途規定した金額を本約款第4条に基づき申し込み時に支払うものである。

6) 「NSW州リーグ」

本約款において「NSW州リーグ」とは、FOOTBALL NSWが運営するサッカーリーグを指す。

7) 「独立リーグ」

本約款において「独立リーグ」とは、FOOTBALL SOUTH COASTが運営するサッカーリーグを指す。

8) 「豪州ソリューションズ」

本約款において「豪州ソリューションズ」とは、当社が提携しているオーストラリアにおけるサッカー及び生活のサポートを行う会社を指す。

第3条（誠実義務）

当社はお客様が日本及びオーストラリアにおいて活動を行う際に、契約内での最大限の補助を行うものとし、お客様は常に最善の健康状態の保持に努めなければならない。

第二章 契約

第4条（申し込み）

お客様は、当社所定の日豪フットボールアクション留学プログラム申込フォーム（以下「申込フォーム」という。）に必要事項を入力し、当社に提出するものとする。

第5条（契約の成立）

当社が前条に基づきお客様の申し込み内容を確認し、プログラム料金を受領した時に成立する。

第6条（契約の拒否）

当社は、お客様より本約款に基づき申し込み後に次に定める事由の一つまたは複数が判明した場合は、申し込みの破棄をする場合がある。

- 未成年のお客様が親権者（保護者）の同意を得ていない場合
- お客様の健康状態がサッカー活動に適さない当社が判断した場合
- お客様がプログラム参加の適正に欠く当社が判断した場合
- お客様が提出した申込書等に事実と異なる記載があった場合
- 当社の業務上やむを得ない事由による場合

第7条（契約の期間）

- 短期サッカー&英語留学においての契約有効期間は、留学期間に基づき定められた期間とする。
- 長期サッカー&英語留学及びセミプロサッカーチャレンジにおいての契約有効期間は、シドニー空港到着日より2年間までとする。

第三章 プログラムおよびサポートの範囲

第8条（サポート内容）

- 短期サッカー&英語留学において、当社および豪州ソリューションズが提供する以下の範囲のものとする。
 - 留学に関する相談
 - オーストラリアにおけるサッカークラブおよびアマチュアサッカー（サークル等）への参加
 - 語学学校の入学手続き
 - 滞在先の手配
 - オーストラリアにおける空港及び滞在先への送迎
 - 24時間緊急サービス（警察への連絡、病院、タクシー等の手配）
 - 航空券購入の補助
 - ビザ申請の補助
 - オーストラリアにおける生活および市内観光の補助
 - オーストラリア入国に関するアドバイス
- 長期サッカー&英語留学及びセミプロサッカーチャレンジにおいて、当社および豪州ソリューションズが提供する以下の範囲のものとする。

【サッカーサポート】

- NSW州リーグおよび独立リーグに所属するクラブのトライアル、練習参加のアレンジ（選手がトライアル及び練習参加するクラブは、選手のサッカー歴及び参加時点での実力を基に、当社または豪州ソリューションズが判断、決定するものとする。選手自身が受けたイカテゴリー、クラブを決めれるという事ではない。NSW州リーグおよび独立リーグでプレーする実力に満たしていない当社または豪州ソリューションズが判断した場合またはお客様が希望した場合にアマチュアカテゴリーのクラブへのトライアル、練習参加となる。アマチュアカテゴリーへの選手登録費等の経費が発生した場合は、選手の自己負担とする）
- 1シーズンにつき、最低3チームのトライアル、練習参加のアレンジ
- 1チームにつき、最低3回のトライアル、練習同行（4回目以降は基本的に公共交通を使って各自で参加してもらうが、トライアルのアレンジ、グラウンドまでの行き方等のアドバイスは行う）
- チームとの契約時の補助（選手登録、海外移籍証明書の手続き補助、給料の交渉等）
- シーズン中のクラブとのやり取り（給料未払い時の交渉、移籍期間中に他クラブからオファーがあった場合の交渉、手続き等）
- シーズン終了後に、所属クラブからの契約延長または他クラブからのオファーがあった場合の給料交渉
- オーストラリア以外の国でプレーを希望する場合のアドバイス、エージェント紹介
- 豪州ソリューションズが関わるオーストラリア国内のサッカーイベントへの優先参加
- 渡航前のトレーニング環境の提供（西東京地域）
- 帰国後のクラブチーム紹介（西東京地域）

【生活サポート】

- オーストラリア到着時の空港送迎
- オーストラリア到着時の滞在先の手配（シェアハウス、ホームステイ）
- 滞在先の紹介、滞在先を見つける為のアドバイス
- 語学学校の入学手続き
- 携帯電話、銀行口座の開設の帯同
- 24時間緊急サービス（警察への連絡、病院、タクシー等の手配）
- アルバイトを探す為のアドバイス
- 英語学習のアドバイス
- 郵便物、荷物の一時的預かり
- オーストラリアにおける生活および市内観光のアドバイス

【出発前サポート】

- ビザ申請の手順教示、アドバイス（ワーキングホリデービザ、学生ビザ、観光ビザ）
- 航空券購入のアドバイス
- オーストラリア入国に関するアドバイス

3) 当社はお客様に対し、豪州ソリューションズが提供するプログラムの手続きおよび補助を行うものとする。

第四章 プログラムの費用

第9条（プログラムの費用）

お客様は、当社が別途規定するプログラム料金を当社が定める方法にて支払わなければならない。契約に含まれない費用はすべて自己負担とする。

第10条（費用の支払い）

- お客様は、出発日の40営業日前までに支払わなければならない。またその期日を過ぎてからの申し込みの場合は、当社が指定する期日までに支払うものとする。
- お客様は、当社指定の口座に振込みあるいは当社指定の方法で支払うものとする。なお、振り込み、送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とする。

第五章 契約の変更及び解除

第11条（契約の変更）

次の事由に該当する場合、当社は契約の変更を行うことができるものとする。

- 不可抗力により、当初予定されていたプログラム内容を実施することが不可能もしくは著しく困難になった場合。
- 当社および豪州ソリューションズ、各現地サッカー協会などの事情により、予定されていた内容、期間、時間を変更する必要がある場合または予定されていた内容が取り消される場合。
- お客様のサッカーレベルが明らかにプログラム内容に通じていない当社および豪州ソリューションズが判断した場合。
- お客様から契約内容の変更の申し入れがあり、当社がこれを承諾した場合。
- その他、やむを得ない事情により契約内容の変更の必要が生じた場合。

第12条（契約の解除）

次の事由に該当する場合、当社は契約の解除を行うことができるものとする。

- お客様が契約の定め違反した場合において、当社が改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視をした場合。
- 契約に基づく費用の支払いを、お客様が約定日を超えても履行しない場合。
- 罰法規に抵触する行為、秩序風紀を著しく乱す行為を行った場合。

第13条（お客様による契約の解除）

契約成立後（プログラム料金支払い後）、お客様の都合により契約が取り消された場合の返金額は以下の通りとする。

- オーストラリア到着日の40日前から30日前まではプログラム料金の50%とする。
- オーストラリア到着日の29日前から到着前日まではプログラム料金の30%とする。
- オーストラリア到着後はプログラム料金の返金はなしとする。

第六章 責任

第14条（当社の責任範囲）

1) 現地サッカー活動（練習内容等）、宿泊先、語学学校の内容は、サッカー活動参加先、宿泊先、語学学校が独自に運営、提供するものであり、当社が自らのサービスとして提供するものではない。当社は、本約款に基づきプログラム契約で定められた各種補助サービスを提供するのみであり、サッカー活動、宿泊、語学学校の内容を保証するものではない。

2) 当社は、本約款に基づき出発前にサポートサービスとしてビザ（査証）の申請方法に関するアドバイスを行う場合があるが、ビザ（査証）の発給の可否についてはオーストラリア移民局等の判断によるものであり、当社は責任を負うものではなく、また、ビザ（査証）が発給されることを保証するものではない。

第15条（免責事項）

当社は、お客様に生じた次の損害、責任について可能な限りの補助は行うがその責任を負わないものとする。

- 地震・政変・動乱・ストライキ・テロ・ハイジャック・流行り病、交通機関の遅延等の不可抗力により生じたお客様の損害。
- 事故・事件・犯罪等に巻き込まれたことにより生じたお客様の損害。
- 為替・物価の変動によるお客様の出費増加の損害。
- お客様が宿泊施設からの退去等の処分を受けた場合の責任。
- お客様の過失により発生した損害、賠償の責任。
- お客様の事情、判断により留学を中止、中断した場合の責任。

第16条（車両の使用）

現地で車の運転をする際は、全てにおいてお客様の責任で行われるものとする。

第七章 個人情報

第17条（個人情報の利用）

セミプロクラブとの契約後にお客様の写真、氏名、日本での所属チーム名、オーストラリアの契約チーム名は弊社ホームページに掲載されるものとする。

その他、お客様より提供頂いた個人情報の利用はお客様の目的達成のためだけに限定し、他の目的には一切利用しない。

第18条（個人情報の管理）

お客様の個人情報をお客様の同意を得ずに第三者に提供・開示しない。

第19条（業務委託先の監督）

お客様から同意頂いた利用目的を達成するために、当社より業務委託先に対してお客様の個人情報を開示する場合は、個人情報の厳重な管理を徹底するよう適切な監督を行う。

第八章 その他

第20条（修正）

本契約は、当社およびお客様のメール等のテキストによるのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力を持たないものとする。

第21条（紛争の解決）

本契約の解釈または本契約の履行に関して当社とお客様との間に紛争が生じた際は、当社およびお客様がその態度、誠意を持って協議の上解決する。

第22条（準拠法等）

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内は日本の法令及び慣習、オーストラリア国内はオーストラリアの法令及び慣習によるものとする。

第24条（裁判管轄）

本契約に関して生じた紛争に関しては、当社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第25条（約款の変更）

この約款は、当社の都合により予告なく内容を変更する可能性があるが、お申込み時にお客様が保存されたものを有効とする。